

北区男女共同参画行動計画
第4次アゼリアプラン

事業実績報告書

【平成25年度】

平成26年11月

東京都北区子ども家庭部男女共同参画推進課

目次

第1章

1. 第4次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要.....	2
2. 計画の性格	3
3. 計画の進捗評価	3
4. 計画がめざす目標	3
5. 計画の体系	4
6. 平成25年度における重点取組	6
7. 評価の進め方.....	7

第2章

1. 進捗状況報告.....	12
2. 課題ごとの数値目標一覧.....	19
3. 事業実績一覧.....	20
4. 男女共同参画配慮度チェック.....	29

第3章

1. 平成25年度北区男女共参画推進に関する苦情の申出状況.....	38
------------------------------------	----

■参考資料

・ 北区男女共同参画審議会による平成25年度アゼリアプラン進捗評価	40
・ 目標別総合評価推移	42
・ 平成26年度における重点取組	43
・ 北区男女共同参画条例	44

第 1 章

1. 第4次北区男女共同参画行動計画の概要
2. 計画の性格
3. 計画の進捗評価
4. 計画がめざす目標
5. 計画の体系
6. 平成25年度における重点取組
7. 評価の進め方

1. 第4次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要

北区では、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）を策定してきました。

そして、平成18年6月に「北区男女共同参画条例」を制定し、7つの基本理念を掲げ、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けての基盤整備を行いました。また、平成21年度に第4次アゼリアプラン（平成22年度～平成26年度）を策定しました。

平成22年度分より、より実効性を高めるための計画の評価システムを導入し、現在、その推進に取り組んでいるところです。

（7つの基本理念）

- 1 すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 3 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- 4 あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 5 すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 6 すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 7 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

2. 計画の性格

- (1) この計画は、平成22年度から平成26年度までに取り組む「北区男女共同参画行動計画」(第4次アゼリアプラン)です。
- (2) この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。
- (3) この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し、策定したものです。
- (4) この計画は、男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけられます。

3. 計画の進捗評価

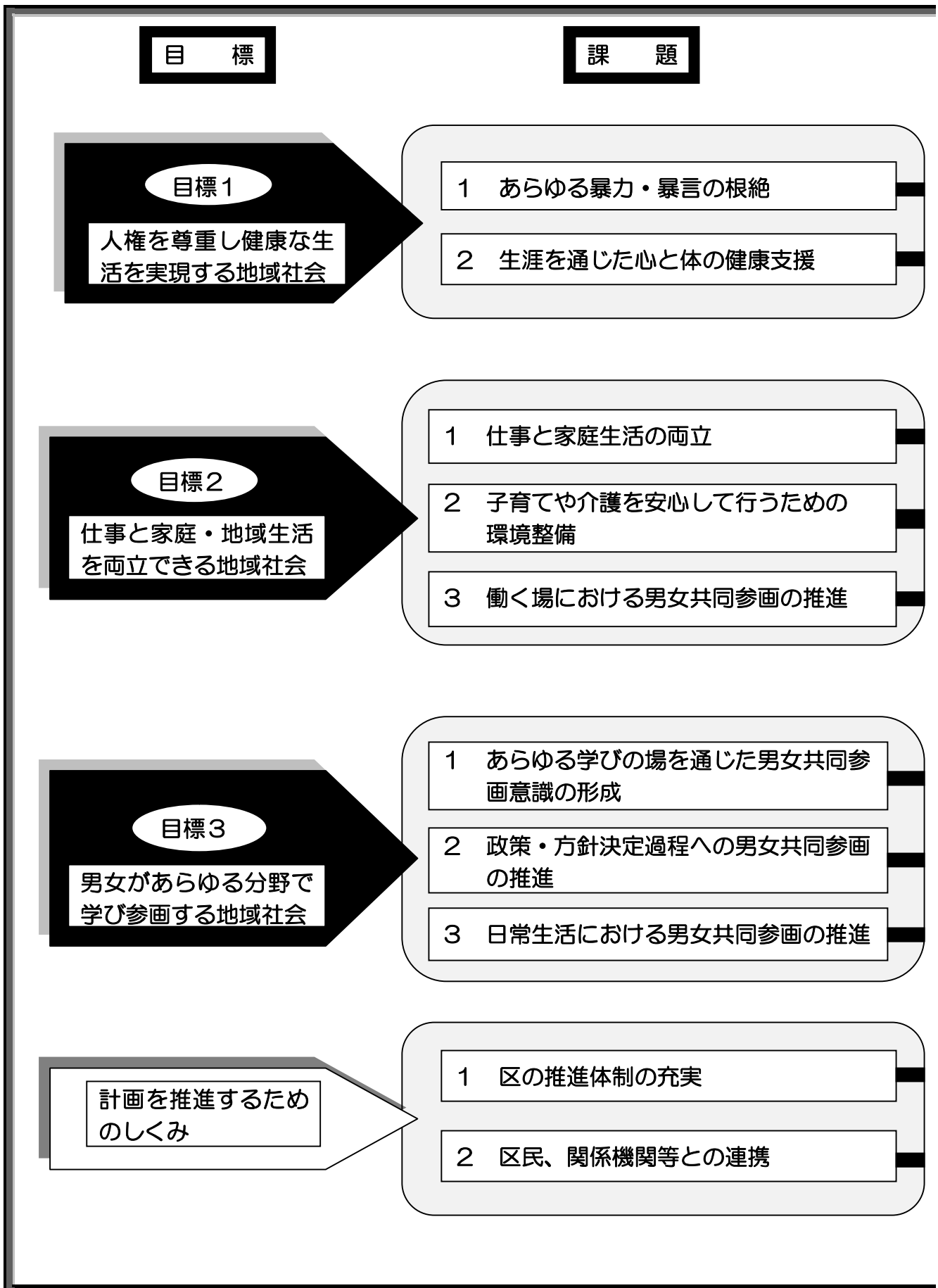
この計画は、毎年、男女共同参画推進課が計画の進捗状況を確認し、「北区男女共同参画審議会」において、進捗状況の評価を行います。

4. 計画がめざす目標

計画では、条例の基本理念に基づき、地域社会の姿の目標として3つの目標を掲げ、その実現をめざします。

- (1) 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会。
- (2) 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会
男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会。
- (3) 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会
男女が自らの意志によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会。

5. 計画の体系



施策の方向

■DVの防止 ■相談体制の整備と自立支援 ■児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待の防止 ■セクハラ・パワハラ防止 ■メディアによる人権侵害の防止

■妊娠・出産期における支援 ■健康づくりへの支援
■健康に安心して生活するための支援

■企業への働きかけと支援 ■男女がともに担う家庭生活
■いつでもどこでも情報を得られる環境

■子育て支援の充実 ■多様な保育サービスの提供
■介護をサポートするしくみづくり

■女性の就労支援 ■女性の起業支援 ■ポジティブアクションの推進

■育ちの場における男女共同参画意識の形成 ■家庭における男女共同参画意識の形成 ■地域における男女共同参画意識の形成

■政策・方針決定の場への参画促進
■管理・監督者への登用と職域の拡大

■身近な生活場面における男女共同参画 ■男女がともに自立し生活するための支援 ■多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大

■職員の意識啓発 ■計画の進捗管理 ■拠点施設の機能強化

■区民・関係機関等との連携

6. 平成25年度における重点取組

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課 題		取組み	内 容
1	あらゆる暴力・暴言の根絶	早期発見と関係機関の連携強化	児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待に関する相談体制の充実と、早期解決・再発防止
2	生涯を通じた心と体の健康支援	健康増進のための支援	男女がともに生涯健康に過ごすために、生活習慣病予防講座への参加や予防接種の実施

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

課 題		取組み	内 容
1	仕事と家庭生活の両立	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援	推進企業の顕彰、区の優遇制度などインセンティブの導入
2	子育てや介護を安心して行なうための環境整備	介護のための離職防止・職場復帰のための支援	介護者の離職の防止及び職場復帰するため情報提供や支援
3	働く場における男女共同参画の推進	再就職のための支援	職業経験・年代別による講座開催

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課 題		取組み	内 容
1	あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成	教職員等への研修の充実	各学校、幼稚園、保育園の教職員等が男女共同参画について正しい理解と認識を深めるための人権研修の実施
2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	女性の視点を取り入れた計画の策定	地域防災計画の改定における男女共同参画の推進
3	日常生活における男女共同参画の推進	男女の生活自立の促進	男女の生活自立のための必要な知識等修得のための講座開催

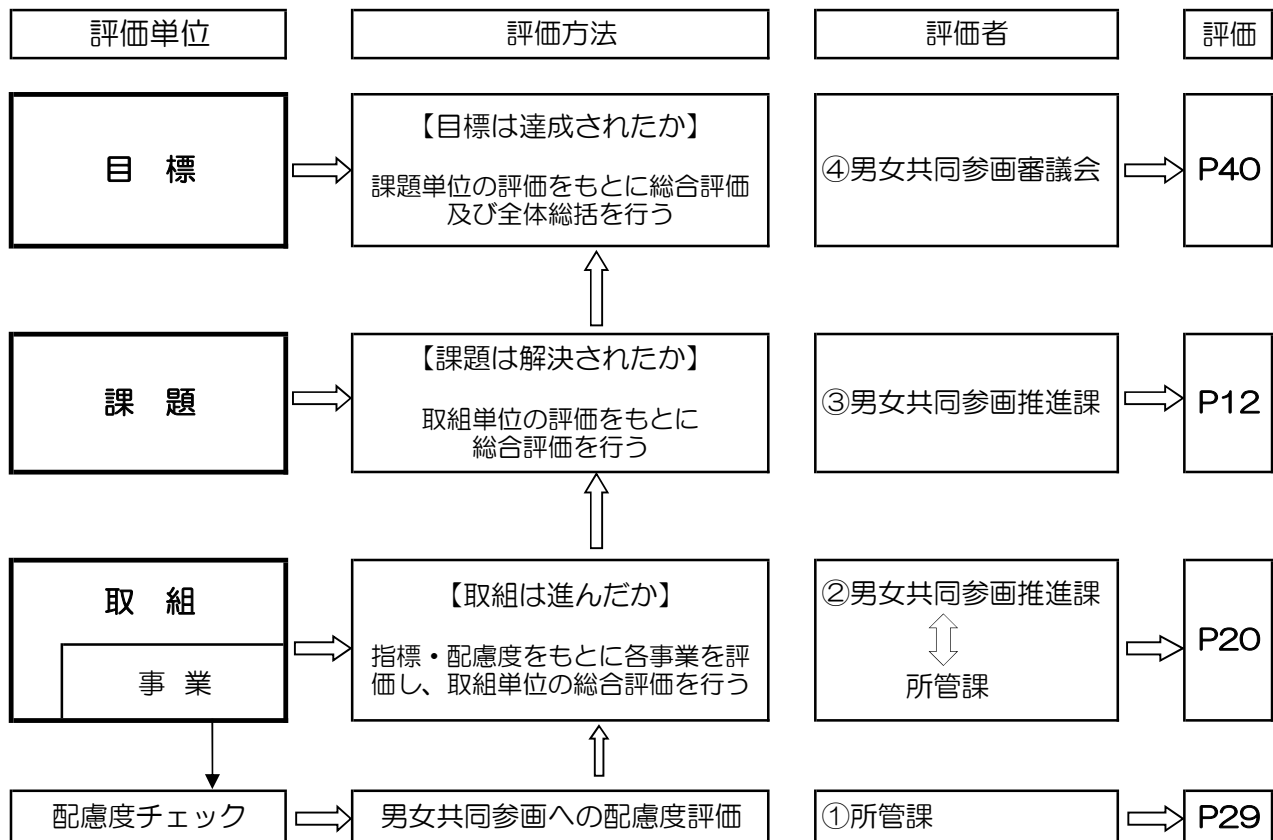
計画を推進するためのしくみ

課 題		取組み	内 容
1	区の推進体制の充実	定期的な区民意識意向調査の実施	区民の意識啓発という観点を含め、定期的に男女共同参画に関する意識意向調査を実施
2	区民、関係機関等との連携	大学・関係機関・地域団体、NPOなどとの課題解決	各分野における関係機関や大学、地域団体等と連携し、男女共同参画に関する地域課題を解決

7. 評価の進め方

(1) 評価の流れ

評価は、取組・課題・目標の各段階において、所管課・男女共同参画推進課・男女共同参画審議会が実施しました。（下表のとおり）



- ① 所管課では、アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況を測るのに適した事業について、チェックリストを使用して、配慮度による評価を行いました。
- ② 男女共同参画推進課では、各取組について各課に調査票の作成を依頼し、男女共同参画の視点から評価を行います。評価結果は各課にフィードバックし、必要に応じヒアリング等を実施し、調整を行いました。
- ③ 男女共同参画推進課では、取組単位評価を総合して、各課題単位の評価を行い、男女共同参画審議会に報告しました。
- ④ 男女共同参画審議会は、課題単位の評価をもとに、目標単位での評価及び全体の進捗状況の総合評価を行い、結果を男女共同参画推進本部に報告しました。

(2) 評価方法及び基準

区の実施した事業について、男女共同参画の視点から見た進捗状況に対して評価を行うものです。評価は取組に対応する各事業ごとに行い、取組単位の評価を決定する上での材料とします。

- ①各課の事業についての評価は1表、男女共同参画推進課単独事業についての評価は2表を使用します。
②取組に対応する事業についてあてはまる状況をチェックし、その点数を集計し、評価段階を決定します。

評価方法 ①A～Cの配点＝ A（十分等）25点、B（要工夫等）13点、C（不十分等）0点

②各評価項目の配点の合計により、評価段階が決まります。

（評価項目が4項目の場合） 81～100点＝A 51～80点＝B 0～50点＝C

（評価項目が3項目の場合） 61～75点＝A 38～60点＝B 0～37点＝C

【1表：各課の事業についての評価】

評価項目	A	B	C
需要に対するサービスの供給量	適切 <input type="checkbox"/>	やや不足 <input type="checkbox"/>	不足 <input type="checkbox"/>
区民への周知	十分 <input type="checkbox"/>	要工夫 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分 <input type="checkbox"/>	要強化 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
男女共同参画の視点からの配慮	十分配慮 <input type="checkbox"/>	ある程度配慮 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
小計	点	点	点
合計			点



評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている。
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる。
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法等を工夫し、さらに効果をあげることが求められる。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

【2表：男女共同参画推進課の事業についての評価】

評価項目	A	B	C
需要に対するサービスの供給量	適切 <input type="checkbox"/>	やや不足 <input type="checkbox"/>	不足 <input type="checkbox"/>
区民への周知	十分 <input type="checkbox"/>	要工夫 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分 <input type="checkbox"/>	要強化 <input type="checkbox"/>	不十分 <input type="checkbox"/>
区民ニーズの把握	事業に反映 <input type="checkbox"/>	ニーズ把握のみ <input type="checkbox"/>	把握していない <input type="checkbox"/>
小計	点	点	点
合計			点



評価段階	評価内容
A	適切に実施されている。
B	実施されているが、更に充実が求められる。
C	実施されているが、十分でない。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

<取組単位の評価方法>

区の実施した取組について、男女共同参画の視点から進捗状況に対して評価を行うものです。各事業の評価を総合して、取組単位の評価を決定します。

評価段階	評価内容
A	適切に実施されている
B	実施されているが、更に充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	取組を行わなかった
—	評価不能

<課題単位評価基準>

各課題単位に、取組単位評価を総合し、課題解決の視点から評価を行うものです。評価は取組単位評価をもとに、平均ポイントにより判定します。ただし、取組の重要性等を加味して段階を変更することも可能とします。

【計算方法】 A=100ポイント、B=75ポイント、C=50ポイント、D=0ポイントとし、次の計算式により算出する。
(各取組のポイント合計) ÷ (評価Aから評価Dまでの取組の数)

評点	評価	条件
A	課題解決に向けおおむね進捗している	85ポイント以上
B+	課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	75ポイント以上
B-	課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている	60ポイント以上
C	課題解決に向けた取り組みが不十分である	60ポイント未満

<目標の評価方法>

男女共同参画審議会が、課題単位の評価及び重点取組等の内容について精査等を行うと共に全体的な進捗状況を踏まえ、目標単位の総合評価を行います。

第 2 章

1. 進捗状況報告
2. 課題ごとの数値目標一覧
3. 事業実績一覧
4. 男女共同参画配慮度チェック

1. 進捗状況報告

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個人と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

【課題1 あらゆる暴力・暴言の根絶】

●課題単位評価 B+：「課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる」

- ・DV 被害者支援については、「こころと生き方・DV相談」を行うとともに、具体的な対策が必要な場合は、各関係機関と連携により対応した。特に、区関係課及び管内三警察署との情報交換を定期的に行うことで、より具体的、円滑な被害者支援につながった。
- ・若い世代への「デートDV」についての啓発は、25年度にはじめて中学生（3年生）を対象に講座を実施して、若年者層へのアプローチの拡充を図ることができた。
- ・DV防止の啓発活動の一環として、北区コミュニティバスに北区パープルリボンシンボルマークをラッピングして運行し、さらなる周知強化に努めた。
- ・配偶者暴力防止計画の策定については、平成27年度からの新プラン（第5次アゼリアプラン）の中に盛り込む形で行うこととした。
- ・障害者の虐待防止については、「障害者虐待防止に関する法律」の施行後、障害者虐待センターを中核として、区での取組も一層強化された。
- ・メディアリテラシーについての理解促進について、効果的な取り組みには至らなかった。

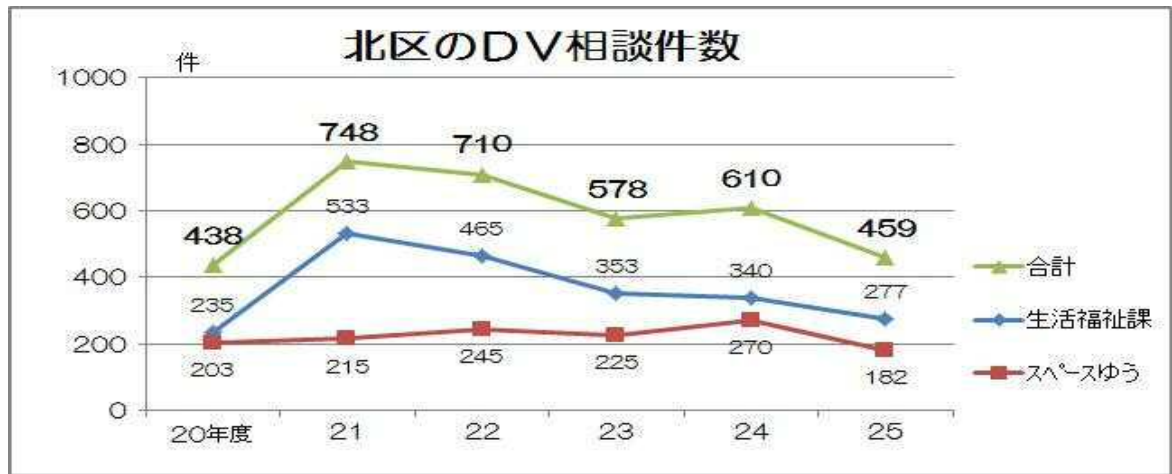
●重点取組 No.7 早期発見と関係機関の連携強化

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- ・高齢者・児童・障害者等への虐待防止については、それぞれの虐待防止センターを中心に取組んでいる。
- ・特に、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されたことにともない、「北区障害者虐待防止センター」が開設され、積極的な普及啓発活動と同時に、未然防止や早期発見、虐待ケースの取り組みの強化や関係機関との連携の推進を図っている。

●今後の課題

- ・DV防止の啓発については、引き続き講座等による長期的・継続的な取り組みが必要である。また、若年者層の啓発については、例年、高校生を対象に「出前講座」での啓発が成果をあげているが、今後中学生など、より若い世代への啓発を学校側の協力を得ながら、さらに積極的に推進していく。
- ・相談体制の充実を図るため、区関係部局との連携はもとより、管内警察署との連携も引き続き強化し、円滑な被害者支援を行っていく。
- ・メディアによる人権侵害の防止については、まずはメディアの持つ特性を理解し、対象世代等をふまえ、その対処方法や心構えについて啓発していく必要がある。
- ・今まで具体的な取り組みができていない加害者対策研究については、他の自治体の取組状況などを把握・調査しながら進めていく。



【課題2 生涯を通じた心と体の健康支援】

●課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- 生涯を通じた心と体の健康支援については、おおむね継続的に実施され、特に妊娠・出産期においては、健診や保健相談などその状態に応じたサービスの提供が行われ、合わせて、男性（パパ）への情報提供の機会も多く設定されている。
- 健康づくりへの支援については、子宮がん検診などの区民健診の受診勧奨を行い、また、健康で安心して生活するための支援として、女性の体の不調などへの対処法の情報を講座内で提供した。

●重点取組 No.15 健康増進のための支援

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- 北区保健所では、区内飲食店（登録店舗 107 店舗）の協力を得て、普及サポーターと共に「食」を通じた健康づくりの推進に取り組んでいる。
- 「子宮頸がんの予防接種」については、予防接種法改正に伴い、定期予防接種となったが、副反応の発生により、国から定期接種を積極的に勧奨すべきでないことを受け、北区でも6月中旬から積極的勧奨を差し控えている状況である。このことから、当初の内容を変更して、当該事業は評価を行わないこととした。

●今後の課題

- 区民健診の受診率アップのために、さらに区民への周知方法に工夫を行う必要がある。
- 女性特有の疾病予防等の情報提供は、具体的かつ直接的なアプローチが必要である。

●平成 25 年度 国の動向●

- 法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するなどして、夫・パートナーからの暴力等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。平成 25 年度においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」を設けた。
- 平成 25 年 6 月、配偶者暴力防止法が改正されたことに伴い、同法に基づく基本方針を改正し、関係府省では、同法及び基本方針に沿って配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進している。
- 総務省では、青少年のインターネット・リテラシーを可視化するため、「平成 25 年度青少年のインターネット・リテラシー指標等」を取りまとめ、平成 25 年 9 月に公表した。
- 厚生労働省では、今後 10 年間の国民健康づくり運動を推進するため、「健康日本 21（第二次）」を平成 24 年 7 月に告示し、25 年 4 月に開始した。

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会をめざします。

【課題1 仕事と家庭の両立】

●課題単位評価 B-：「課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている」

- ・ワーク・ライフ・バランスの啓発については、情報誌「ゆうレポート」において、仕事と生活の両立推進企業の認定企業情報等を掲載し、広く周知を図った。また、中小企業経営者や人事労務管理者を対象に、ワーク・ライフ・バランス推進講演会を実施した
- ・男性の子育て・家事への参加支援「北区みんなで育児応援プロジェクト」の一環として、「イクメン講演会」「イクメン講座」などを引き続き実施し、多くの参加者を得た。
- ・情報提供の環境整備は、施設内の新たな場所確保等の問題もあり、具体的な情報提供には至らなかった。

●重点取組 21 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援

取組単位評価 B：「実施されているが、更に充実が求められる」

- ・ワーク・ライフ・バランスについては、仕事と生活の両立推進企業として2社を認定し、認定企業情報を情報誌や区報等でPRを行ったが、さらに企業や区民への周知を強化する必要がある。

●今後の課題

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進については、区の認定制度のみでなく、東京都のワーク・ライフ・バランス制度等の活用も含め、区内企業への情報提供並びにワーク・ライフ・バランスについての企業の理解及び取り組みの推進を促すため、効果的な啓発活動等を検討する必要がある。

【課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備】

●課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- ・子育て家庭への支援については、子ども家庭在宅サービス事業、ファミリーサポート事業等の推進を図った。また、孫育てや地域の子育てに積極的に関わろうとする祖父母世代を対象にした「イクじい・イクばあ講座」を開催した。
- ・保育サービスの提供としては、公立保育園、私立保育園各1園ずつの新設等に伴い、受け入れ児童数の増となり、待機児童数の減少につながった。
- ・介護をサポートするしくみづくりは、介護による離職防止講座を実施し、情報を提供した。

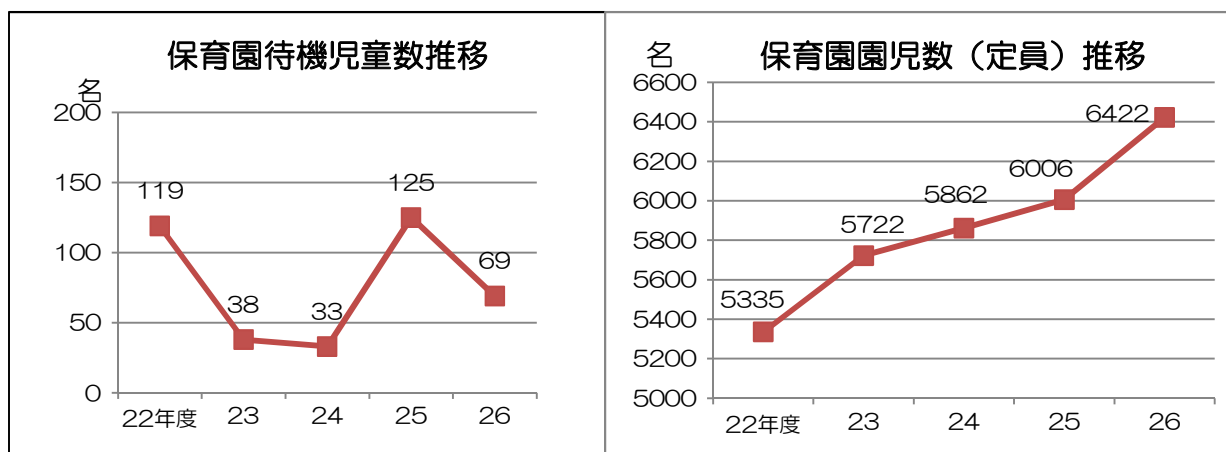
●重点取組 34 介護のための離職防止・職場復帰のための支援

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- ・介護による離職防止講座「働く人と家族の介護」を実施。介護する人の現状や介護が必要になったときの就業先への対応方法や、北区が実施している介護サービスの内容や利用時のポイントなどの情報を具体的に提供した。

●今後の課題

「介護のための離職防止・職場復帰のための支援」について、より多くの区民への周知と具体的な情報提供の取組を継続していく必要がある。



保育課資料

【課題3 働く場における男女共同参画の推進】

●課題単位評価 B+：「課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる」

- 女性の就労支援については再就職支援の連続講座を実施し、起業支援に関しては起業家セミナー及び起業家融資制度による支援を行った。
- 勤労者や企業に対する育児・介護休業制度の情報提供としては、中小企業経営者や人事労務管理者を対象にした「ワーク・ライフ・バランス推進講演会」のなかで行った。
- 労働相談情報センターとの共催事業として、「パートで働く時に知っておきたいこと～労働保険・社会保険・税金ガイド」を開催した。

●重点取組 36 再就職のための支援

取組単位評価 C：「実施されているが、十分でない」

再就職支援講座として、女性の再就職活動において第一印象アップのポイントと、応募書類の記入方法を習得する等、再就職準備のポイントを学ぶ「女性のための再就職支援講座」を、ハローワーク王子の共催も得て開催した。

なお、産業振興課は就職支援事業の対象を主に「若者向け」としており、女性限定のセミナーは行っていない。男女共同参画推進課も就職支援という枠組みでは取り組んでいない。

●今後の課題

継続就労支援の、勤労者・企業に対する育児・介護休業制度等の効果的な情報提供について、その具体的な方策を区内産業団体等と協議・検討する必要がある。

●平成 25 年度 国の動向●

- 若者・女性活躍推進フォーラムが、平成25年5月に「我が国の若者・女性の活躍推進のための提言」をまとめ、これを踏まえ6月に閣議決定された「日本再興戦略」においては、女性の活躍促進を「成長戦略の中核」と位置付け、女性が活躍できる環境整備を推進することとした。
- 「日本再興戦略」では、具体的には①女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等②女性のライフステージに対応した活躍支援③男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境整備の3本柱で施策展開することとした。
- 子ども・子育て関連3法に基づく新たな子ども・子育て支援制度について具体的な検討を進め新制度における施設・事業の各種基準について、26年1月までに内容を取りまとめた。
- 厚生労働省では、男性の育児参加を積極的に促進しつつ、業務改善を図る企業を表彰する、「イクメン企業アワード」を創設した。

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会を目指します。

【課題1 あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成】

●課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- ・育ちの場における男女共同参画意識の形成は、教職員等の初任教諭研修や保育園長への人権研修などを実施した。
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・活用によって、幼・小・中学校での相談体制の充実が図られている。
- ・家庭や地域における男女共同参画意識の啓発は、北区ニュースや情報誌の発行、家庭教育学級等講座の開催、図書館での特設展示等によって実施した。また、出前講座を利用して、地域団体や区内都立高等学校・区立中学校において啓発講座を実施した。

●重点取組 40 教職員等への研修の充実

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- ・小・中学校に勤務する初任者教諭を対象にした研修の中で、男女共同参画に基づいた人権研修を実施している。人権教育委員会による人権教育推進だよりの発行や、研修として講演会等も開かれている。
- ・保育課とともに、区立、私立保育園長に対し、男女共同参画の視点からの人権研修を実施した。

●今後の課題

- ・地域での啓発強化を図るため、今後さらに町会・自治会をはじめ地域団体との連携を深め、出前講座の一層の活用を図る必要がある。
- ・区民への北区男女共同参画条例のより効果的な周知方法を考えていく。

【課題2 施策・方針決定過程への男女共同参画の推進】

●課題単位評価 C：「課題解決に向けた取り組みが不十分である」

- ・「北区地域防災計画」の改定をうけ、震災復興マニュアルを策定し、その中に女性の対する配慮の必要性を取り入れることができた。
- ・地域団体における女性リーダーの登用については、その呼びかけはしているものの、推進には至らなかった。

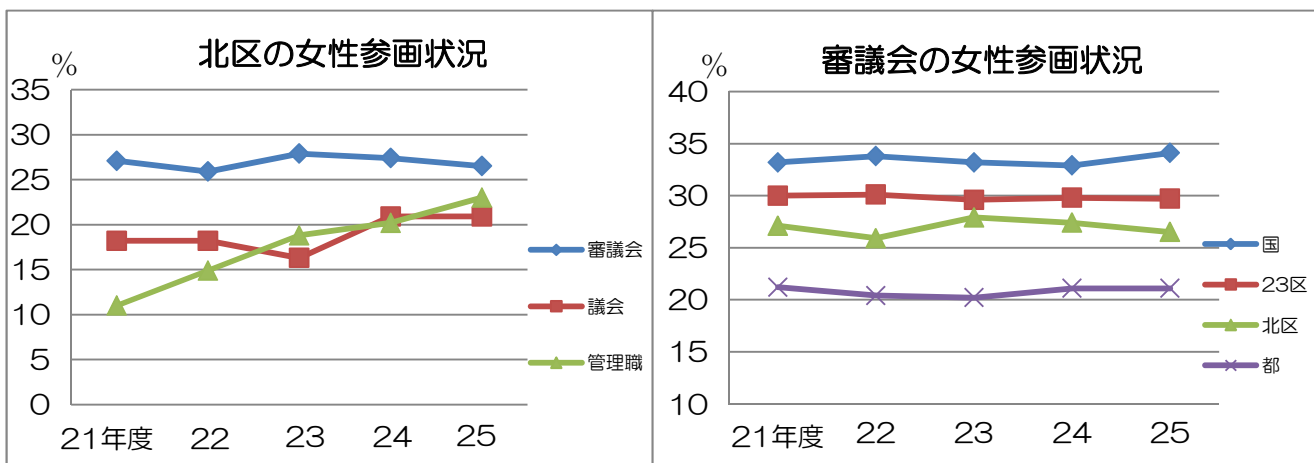
●重点取組 50 女性の視点を取り入れた計画の策定

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

地域防災計画の改定をうけ、平成25年度は、震災復興マニュアルを策定した。震災復興マニュアルにおいて復興期の女性に対する配慮の必要性を取り入れ、相談体制の確立に向けての方向性を示している。

●今後の課題

- ・審議会等への女性委員登用については、引き続き、目標数値に近づくよう働きかけをする必要がある。
- ・社会で活躍する女性を紹介し、リーダーへの女性の登用についての意識啓発を行う方策を考慮・実施していく。



【課題3 日常生活における男女共同参画の推進】

●課題単位評価 B-：「課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている」

- ・情報誌の発行に際し、読みやすく、わかりやすい内容になるよう、掲載内容や取り上げるテーマ・特集記事などに工夫を重ねている。
- ・男女共同参画週間事業の一環で、センター登録団体の活動紹介をすることにより、支援と交流促進につながった。
- ・生活自立促進のための講座等は実施したが、地域活動への参加促進への取組はできなかった。

●重点取組 56 男女の生活自立の促進

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

男女の生活自立促進として、若い世代を対象に金銭感覚や時間の使い方などを学ぶ「一人暮らし生活向上委員会」や、生活設計としてのマネープランの情報提供をする「シングルマザーのための生活支援講座」を開催した。

●今後の課題

- ・男女共同参画の推進が、より身近に感じられるようにするために、情報提供の内容やその方法等について工夫が必要である。
- ・地域活動への参加促進について、その方法や情報提供についてより効果的な方法を検討していく必要がある。

●平成 25 年度 国の動向●

- ・平成 25 年 4 月、内閣総理大臣から経済界に対し、役員・管理職への女性の登用や、育児休業・短時間勤務を取得しやすい職場環境の整備について要請した。
- ・文部科学省では、初任者研修や 10 年経験者研修等各都道府県が実施する研修において、人権研修や男女共同参画に係る内容が取り扱われることを通じて、学校教育関係者に対して意識啓発を図っている。
- ・内閣府では、平成 26 年 1 月に「女性の活躍『見える化』」サイトを開設し、公表について了承があった上場企業について、役員・管理職の女性比率や女性登用に関する目標等 13 項目のデータを公表した。
- ・内閣府では、全国の市区町村を対象に、市町村防災会議の委員に占める女性割合や地域防災計画における男女共同参画関連の記載の状況等を調査し、平成 26 年 2 月に公表した。

計画を推進するためのしくみ

【課題1 区の推進体制の充実】

●課題単位評価 B-：「課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる」

- ・職員研修として、男女共同参画の視点を日常業務の中に意識としても反映させていくことを目的として、「広報力アップ講座」や、公私立保育園長を対象に男女共同参画の視点をふまえた人権研修を実施した。
- ・男女共同参画週間事業や北区さんかく大学など主要事業をはじめ、重点取組事業に焦点を合わせた内容の講座を企画、開催し、多くの参加者を得た。

●重点取組 63 定期的な区民意識調査の実施

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- ・第5次アゼリアプラン策定の基礎資料とするため、一般男女、企業経営者、町会自治会、区立中学2年生を対象にして、調査アンケートを実施した。

●今後の課題

- ・区民ニーズを十分に把握する方法やそれを活かしていく方策について、各関係機関・団体と連携強化を図っていく必要がある。

【課題2 区民、関係機関等との連携】

●課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- ・計画を推進するための区民、関係団体との連携では、男女共同参画週間事業での地域スタッフとの協力・連携、また区民団体等との協働によるパートナーシップ事業等を進めることができた。

●重点取組 70 大学・関係機関・地域団体、NPOなどとの課題解決

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- ・東京家政大学との連携協定の一環で、「北区さんかく大学」実施コーディネート業務や男女共同参画センター業務への総合的なアドバイスを受けながら、効果的に実施している。また、北区男女共同参画推進ネットワークとの共催で、「ねっとわーくまつり」を開催した。

●今後の課題

- ・センターと共に情報発信する区内協力店舗の確保は、関係機関等と連携して進めていく必要がある。

●平成25年度 国の動向●

- ・第42回男女共同参画会議では、男女共同参画会議から政府に求める取り組みを決定するとともに、基本問題・影響調査専門調査会を含めた専門調査会における今後の調査方針を決定した。
- ・文部科学省では、男女共同参画の視点を持ち地域づくりに参画できる女性人材の育成を支援するための学習プログラムを収集、発信した。

2. 課題ごとの数値目標一覧

目標	課題	指標	現状値	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計画期間中の目標値
1	1	あらゆる暴力・暴言の根絶	過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、警察・公共機関に相談した人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成20年度 11.6%	—	—	—	11.3%	平成25年度 30%
	2	生涯を通じた心と体の健康支援	過去1年間に健康診断を受けた人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成20年度 男性80.1% 女性71.5%	—	—	—	平成25年度 男性85.3% 女性79.1%	平成25年度 男女とも 100%に近づける
2	1	仕事と家庭生活の両立	「とうきょう次世代サポート企業」に登録している北区の事業数	平成21年度 24社	30社	30社	21社	17社	平成26年度 80社
	2	子育てや介護を安心して行うための環境整備	保育サービス（保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員）の定員数（北区保育計画）	平成21年 4月1日 5,128人	5,335人	5,722人	5,862人	6,006人	平成26年 4月1日 5,793人
	3	働く場における男女共同参画の推進	子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業（北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート）	平成20年度 取り組んでいる52.9%	—	—	—	平成25年度 69.4% （※）	平成26年度 60%
3	1	あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成	「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成20年度 49%	—	—	—	42.7%	平成25年度 60%
	2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	審議会等の女性委員の割合	平成20年 4月1日 26.9%	25.9%	27.9%	27.4%	26.5%	平成26年度 40%
	3	日常生活における男女共同参画の推進	男女共同参画条例、男女共同参画センターの認知度（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成20年度 条例18.6% センター 15.4%	—	—	—	平成25年度 条例17.0% センター 20.4%	平成25年度 条例60% センター60%

※目標2-課題3「働く場における男女共同参画の推進」の指標【子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業】については、平成25年度の《北区次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート》の中に設問されなかったため、「男女共同参画に関する意識・意向調査」の数値を掲出した。

3. 事業実績一覧

【各欄の見方】

第4次アゼリアプラン目標

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

第4次アゼリアプラン課題

課題1 あらゆる暴力・暴言の根絶

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	平成25年度			所管課
					実績	評価	男女共同参画配慮度	
DVの防止	1	被害者・加害者を生まない意識づくり	1	DV防止区民啓発講座	11月と1月に2回実施。 ①DV理解基礎講座「友人・隣人として私たちにできること」(連続2回講座)(参加者女性延べ16名)、②「暴力のない社会をめざして【傷ついたところと身体のケアの時間】」(参加者女性18名)を開催。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			2	パンフレット・情報誌作成(DV防止啓発)	北区パープルリボンシンボルマークを入れたDV防止に関するパンフレット(DVカード)を北とびあ内の女性用トイレに設置した。 また、北区コミュニティバス2台に「北区パープルリボンシンボルマーク」をラッピング委託をして、運行、PR強化に努めた。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			3	デートDV予防講座・講演会	3月に出前講座「デートDVについて」を赤羽商業高校(2年生186名)、赤羽岩淵中学校(3年生192名)にて開催。両校合わせて377名。 また、パートナーシップ事業の「思春期クリニックのドクターに聞く～今どきの恋愛事情Part2」と題し、デートDVなど子どもを取り巻く現状について、産婦人科専門医とともに考える講演会を実施。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課

第4次アゼリアプラン施策の方向・取り組み・個別事業

平成25年度事業実績

- ①各取組の中から1～2事業を選定している
- ・年度ごとの重点取組に該当する事業
 - ・プランの数値目標達成に直接的に影響する事業
 - ・継続性が見込まれる事業
- ②上記以外の事業は斜線(/)としている

- 平成25年度事業単位の男女共同参画配慮度
- ・十分に配慮した
 - ・～配慮が不十分だった
 - ・……………配慮度未実施
 - ・/……………配慮度未対象外

〈事業単位の評価方法〉

【各課の事業についての評価】

評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法等を工夫し、さらに効果をあげることが求められる
D	事業を行わなかった
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない

【男女共同参画推進課の事業についての評価】

評価段階	評価内容
A	適切に実施されている
B	実施されているが、さらに充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	事業を行わなかった
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない

▼目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

▽課題1 あらゆる暴力・暴言の根絶

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課	
DVの防止	1	被害者・加害者を生まない意識づくり	1	DV防止区民啓発講座	11月と1月に2回実施。 ①DV理解基礎講座「友人・隣人として私たちにできること」(連続2回講座)(参加者女性延べ16名)、②「暴力のない社会をめざして【傷ついたところと身体のケアの時間】」(参加者女性18名)を開催。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
			2	パンフレット・情報誌作成(DV防止啓発)	北区パーフルリボンシンボルマークを入れたDV防止に関するパンフレット(DVカード)を北とびあ内の女性用トイレに設置した。 また、北区コミュニティバス2台に「北区パーフルリボンシンボルマーク」をラッピング委託をして、運行、PR強化に努めた。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
			3	デートDV予防講座・講演会	3月に出前講座「デートDVについて」を赤羽商業高校(2年生186名)、赤羽岩淵中学校(3年生192名)にて開催。両校合わせて377名。 また、パートナーシップ事業の「恋春期クリニックのドクターに聞く〜今どきの恋愛事情パート2」と題し、デートDVなど子どもを取り巻く現状について、産婦人科専門医とともに考える講演会を実施。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
	2	加害者対策の研究	4	東京都・NPO等との連携(DV加害者対策)	未実施	D	-	男女共同参画推進課	
相談体制の整備と自立支援	3	DVの相談の充実と自立支援	5	相談体制の充実と支援(母子・婦人相談の実施)	母子・婦人相談の実施 相談者数1,636名	A	十分に配慮した	生活福祉課	
			6	こころと生き方・DV相談(女性相談・男性相談)	女性の抱えている問題や悩み、またDV被害についての相談に対し、女性相談員が問題解決に向けての支援等を行った。相談者数延べ581名(うち男性相談3名)。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
			7	DV被害者同行支援	平成23年7月より、DV被害者の負担軽減と手続きの円滑を図るため、同行支援事業を開始した。必要に応じ(申請があれば)同行支援を行う。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
			8	グループミーティング	毎月2回専門相談員同席のもとグループカウンセリングを行った。2つのグループに分かれ開催。参加者数延べ114名。				男女共同参画推進課
	4	緊急一時保護	9	母子緊急一時保護事業	一時保護件数21件、緊急一時保護ホテル宿泊費助成2件	A	十分に配慮した	生活福祉課	
	5	関係機関の連携	10	配偶者からの暴力防止連絡協議会	5月に「配偶者からの暴力防止連絡協議会」を開催。協議会委員15名。(要保護児童対策地域協議会と合同開催)	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
			11	NPOとの連携(外国籍被害者対応)	未実施				男女共同参画推進課
6	配偶者暴力防止計画の策定	12	配偶者暴力防止計画の策定検討(配偶者暴力相談支援センター設置検討)	配偶者暴力防止計画の策定に向け検討	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課		
児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待の防止	7	早期発見と関係機関の連携強化	13	高齢者虐待防止推進事業	14地域包括支援センターに寄せられた虐待相談件数：1,608件			高齢福祉課	
			14	児童虐待防止対策の推進	要保護児童対策地域協議会 4回開催 代表者会議構成員28名(男性22名・女性6名)、実務者会議構成員28名(男性15名・女性13名)	A	十分に配慮した	児童虐待対策担当課	
			15	障害者虐待防止対策の推進	自立支援協議会権利擁護部会 3回開催、障害者虐待防止PTの開催 8回 虐待相談件数 54件(実件数 35件)	B	十分に配慮した	障害福祉課	
	8	虐待を生まない環境づくり	16	高齢者虐待防止センター心の相談室	高齢者本人及び家族等が抱える介護等に関する悩みに対し、臨床心理士による専門相談 相談者数：149名(男性26名・女性123名)	A	十分に配慮した	高齢福祉課	
			17	子どもの発達相談(再掲)	29-75参照				子育て支援課
			18	子育て相談事業(再掲)	29-76参照				子育て支援課
19	職員に対する研修(児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待防止)	高齢者虐待防止に関する研修参加者157名(高齢福祉課) 児童虐待防止に関する研修参加者46名(男性11名・女性35名) 私立幼稚園46名(男性8名・女性38名)、私立保育園48名(男性4名・女性44名) 障害者虐待防止に関する研修参加者 37名(障害福祉課)				高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 児童虐待対策担当課 保育課 男女共同参画推進課			
セクハラ・パワハラ防止	9	セクハラ・パワハラ理解と対策の啓発	20	情報誌・パンフレット・講座による啓発(セクハラ・パワハラ防止)	東京都のパンフレット等をセンター内に常置して情報提供を行った	C	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
			21	男女共同参画苦情解決委員会制度の周知	1回開催。委員会委員3名(男性1名・女性2名)				男女共同参画推進課
メディアによる人権侵害の防止	10	メディアの持つ特性の理解促進	22	講座・パンフレット・情報誌による啓発(メディアリテラシー)	職員対象に、各課で発行するパンフレット等を持ち寄り、男女共同参画の視点から考える「広報力パワーアップ講座」を実施した。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
			23	メディアリテラシーの育成	参加者10名(男性4名・女性6名)				教育指導課
			24	ICT活用研修	ICT教材作成・活用研修参加者170名				教育指導課
			25	ネット・ケータイ安全講座	未実施	D	-	子育て支援課	

▽課題2 生涯を通じた心と体の健康支援

施策の方向	取組 No.	取り組み	事業 No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課
妊娠・出産期における支援	11	妊産婦健診の充実	26	妊産婦健診事業	①妊婦健康診査受診者数 32,877名 ②里帰り出産妊婦健康診査等助成金711件 ③産婦健康診査受診者数2,619件④妊婦歯科健康診査受診者数435名	A	十分に配慮した	健康いきがい課
	12	情報提供と男性の理解促進	27	妊産婦保健相談事業（パパになるための半日コース・ママパパ学級・マタニティクッキング）	①パパになるための半日コース・ママパパ学級参加者1,966名 ②マタニティクッキング参加者91名	A	十分に配慮した	健康いきがい課
			28	子育て福袋の配布	母子健康手帳の交付時に、子育て支援情報や関係施設の案内冊子等の入った「子育て福袋」を配付した（就学前の子がいる転入世帯にも配付した）。配付数3,993個	/	/	子育て支援課
	13	出産後のケア	29	妊産婦保健相談事業（妊産婦訪問指導）	保健師および助産師が家庭を訪問し、各自の生活に沿った指導助言をしている。妊婦17名、産婦2,441名、赤ちゃん2,367名	A	十分に配慮した	健康いきがい課
			30	子ども家庭在宅サービス事業（産前産後支援・育児支援ヘルパー）	産前産後又は育児中の体調不良などにより、家事又は育児が困難な家庭にヘルパーを派遣する。利用件数 419件	/	/	児童虐待対策担当課
健康づくりへの支援	14	区民健診の受診促進	31	特定健康診査・特定保健指導	医療保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の実施。受診者数29,461名（男性11,889名・女性17,572名）	A	十分に配慮した	国保年金課
			32	健康増進健診・社保等被保険者特定健診ヘルプアップ	健康増進健診受診者2,034名（男性970名・女性1,064名）、社保等被保険者特定健診ヘルプアップ受診者1,927名（男性386名・女性1,541名）	/	/	健康いきがい課
			33	乳がん検診	乳がん検診・女性特有のがん検診受診者4,757名（女性のみ）	/	/	健康いきがい課
			34	子宮がん検診	子宮がん検診・女性特有のがん検診受診者6,016名（女性のみ）	A	十分に配慮した	健康いきがい課
			35	骨粗しょう症検診	骨粗しょう症検診受診者2,728名（女性のみ）	/	/	健康いきがい課
	15	健康増進のための支援	36	北区健康づくり応援団事業	健康づくりグループや北区さくら体探指導員、北区楽しい食の推進員等、区民の主体的な健康づくりを応援する人材・団体を育成、区民全体の健康づくり意欲を高める。	/	/	健康いきがい課
			37	血液さらさら・脱メタボ事業	生活習慣病予防、メタボリックシンドロームの予防対策として、筋力アップ体験教室やウォーキング講座、脱メタボ講演会等を展開することで、区民が、自らの健康を自らで管理できるよう支援。	/	/	健康いきがい課
			38	健康づくり推進店制度	区内の飲食店等の協力を得て、食を通じた健康づくりをボランティアの普及サポーターとともに推進している。登録店舗数107店舗（うち新規登録店9店舗）	A	十分に配慮した	保健予防課
			39	子宮頸がん予防接種	接種実績（1回目107人、2回目59人、3回目117人）はあるものの、国の関係審議会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に特異的にみられ、副反応の発生頻度等がより明らかになったため、北区でも6月14日から積極的勧奨を差し控えている状況である。	-	-	健康いきがい課
健康に安心して生活するための支援	16	性差を考慮した情報提供	40	女性の健康支援事業	女性の健康相談602名、女性の健康支援講演会参加者31名、乳がん自己触診法講習受講者2,728名、実演配布講習会1,991名	A	十分に配慮した	健康いきがい課
			41	情報誌・講座による情報提供（女性のからだ・女性特有の疾病の予防・早期発見）	「暴力のない社会をめざして【傷ついたところと身体のケアの時間】」（参加者女性18名）の中で、女性の身体に関する仕組みや疾病予防について情報提供した。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	17	からだと心の健康の保持	42	保健相談事業	①防煙教育、区内中学生対象講演2,268名、相談26名、講演会参加者26名 ②栄養指導（栄養教室・講習会）参加者924名	/	/	健康いきがい課
			43	精神保健相談の実施	一般区民や精神障害者とその家族を対象に、専門医や保健師が精神保健相談及び訪問保健指導を実施するとともに、精神障害に対する啓発講演会等を開催している。専門医相談45回開催 相談延人数100名、保健師による家庭訪問延1,692名・所内相談延2,979名、講演会6回開催244名参加	A	十分に配慮した	障害福祉課
			44	こころと生き方・DV相談（再掲）	3-6参照	/	/	男女共同参画推進課
	18	エイズや感染症などの情報提供	45	エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施	相談・検査実績として、電話相談572件、来所相談629件、HIV検査610件、梅毒171件、クラミジア171件であった。高校生の自主学習グループとして15回（335名参加）の勉強会を実施した。また区内高校からの依頼で高校1年生向けに性感染症に関する健康教育（345名参加）を実施した。	A	十分に配慮した	保健予防課
			46	人権を尊重する性教育の実施	各小中学校の道徳及び保健体育の授業において、学習指導要領に沿った指導を学年ごとに行っている。	/	/	教育指導課
	19	医療体制の充実	47	国・東京都への要望（医療体制の充実）	未実施	/	/	健康福祉課
			48	国・東京都への要望（医療体制の充実）	国や東京都など関係機関へ、医療の地域的な偏在の解消を希望	A	-	男女共同参画推進課

▼目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

▽課題1 仕事と家庭生活の両立

施策の方向	取組No	取り組み	事業No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課
企業への働きかけと支援	20	ワーク・ライフ・バランスの啓発	49	情報誌を活用した情報提供	情報誌「新しい風」の発行、年4回各13,500部	A	十分に配慮した	産業振興課
			50	講座・パンフレット・情報誌による啓発（ワーク・ライフ・バランス）	男女共同参画推進課発行の「ゆうレポート」No.30で特集し、区内関係機関や駅の広報スタンドに設置した。産業振興課発行冊子の「新しい風」にも掲載、より周知をはかった。また、中小企業経営者や人事労務管理者を対象に、ワーク・ライフ・バランス推進講演会を実施した。（参加者37名）			男女共同参画推進課
	21	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援	51	中小企業金融対策事業（再掲）	事業No.52の認定を受けたことで利用できる「事業環境整備資金」利用実績なし			産業振興課
			52	仕事と生活の両立推進企業認定制度	仕事と生活の両立推進企業を2社認定。助成金支給1社。区が発行する関係情報誌で認定企業の取り組みや活動紹介を掲載したほか、認定企業の紹介パネルを掲示	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			53	仕事と生活の両立推進アドバイザー派遣制度	制度利用実績なし			男女共同参画推進課
男女がともに担う家庭生活	22	男性の子育て・家事参加支援	54	男性対象の子育て・家事に関する講座	みんなで育児応援プロジェクトとして、イクメン講演会（1回）参加者43名、イクメン講座（連続講座）3日×3クール参加者延131名、まとめの会（1回）参加者88名	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			55	子育てへの父親参加促進	みんなで育児応援プロジェクトとして、イクメン講演会（1回）参加者43名、イクメン講座（連続講座）3日×3クール参加者延131名、まとめの会（1回）参加者88名 また、25年度より、親育ちサポート講座に父親向けの講座を実施した。参加者17名			子育て支援課
	23	法制度の充実の要望	56	国・東京都・関係機関への要望（育児休業・介護休業等法制度充実）	国・東京都・関係機関への要望	A	—	男女共同参画推進課
いつでもどこでも情報を得られる環境	24	情報提供の場の設置	57	保育施設内に女性支援のための情報コーナーを設置	行政からの情報は適宜提供しているが、「女性支援のための情報」に限定したコーナー設置は未実施			保育課
			58	保育園・商店街等への情報コーナー設置の検討	未実施	D	—	男女共同参画推進課
	25	働く人への情報提供	59	（仮称）社会人手帳の作成	未実施	D	—	男女共同参画推進課

▽課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備

施策の方向	取組No	取組み	事業No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課	
子育て支援の充実	26	子育て家庭への支援	60	児童館事業の充実	児童館では、その地域の子ども達が共に利用し、様々な遊びを考えたり、また、乳幼児の子育て支援として、乳幼児クラブの集い（午前）を実施している。児童館25館、入館者数725,779名	/	/	子育て支援課	
			61	子ども家庭在宅サービス事業（ショーステイ・トワイライト）	保護者が児童を養育することが一時的に困難となった場合に、北区が指定する児童養護施設で短期間児童を預かり、子育てを支援する。利用者数 95名（男性18名・女性77名）	A	十分に配慮した	児童虐待対策担当課	
			62	こども手当の支給	0歳から中学校修了までの児童を養育している方に手当を支給。なお、平成24年3月31日をもって制度が終わり、4月1日からは児童手当となっている。	/	/	子育て支援課	
			63	子ども医療費助成制度	0歳から中学3年生（15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）の保険診療にかかる医療費、薬剤負担金の自己負担分及び入院時食事療養費を助成。乳幼児医療受給者数16,385名、子ども医療受給者数18,135名。また、高校生等の保険診療にかかる入院医療費の自己負担分及び入院時食事療養費を助成。助成件数115件	/	/	子育て支援課	
			64	イクじい・イクばあ講座	みんなで育児応援プロジェクトとして、イクじいイクばあ講座（連続講座）3日×2クール参加者延73名	A	十分に配慮した	子育て支援課	
	27	地域で支えるしくみづくり	65	ファミリーサポート事業	ファミリー会員（保育のサポートをしてほしい）2,933名、サポート会員（育児のサポートをします）619名（男性会員19名・女性会員600名）	A	十分に配慮した	子育て支援課	
	28	ひとり親家庭への支援	66	北区女性福祉資金	北区女性福祉資金貸付（新規）0件、（継続）2件	/	/	生活福祉課	
			67	ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭のレクリエーションと休養のために、日帰り施設を指定し、利用料の一部を助成。利用者数720名	/	/	生活福祉課	
			68	母子生活支援施設への入所	新規入所者数 7世帯16名（母7名、男子3名、女子5名）	/	/	生活福祉課	
			69	東京都母子福祉資金貸付事業	東京都母子福祉資金貸付（新規）6件、（継続）52件	/	/	生活福祉課	
			70	北区母子応急小口資金貸付事業	北区母子応急小口資金貸付 0件	/	/	生活福祉課	
			71	母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金0件 高等技能訓練促進費13件	/	/	生活福祉課	
			72	母子自立支援プログラム	母子自立支援プログラム策定員がハローワークと連携して、個々にあわせた自立支援プログラムを策定することにより、母子家庭の母の就労を支援。利用者0名	A	十分に配慮した	生活福祉課	
			73	ひとり親家庭家事援助派遣事業・医療費助成事業・児童育成手当・児童扶養手当の支給	①ひとり親家庭家事援助派遣世帯4世帯②ひとり親家庭等医療費助成受給世帯1,907世帯③児童育成手当：育成手当受給児童数3,719名、障害手当受給児童数216名④児童扶養手当受給者数2,097名（内父子世帯90名）	/	/	子育て支援課	
	29	相談体制の充実	74	乳幼児保健相談	特別育児相談 7,938名、歯科保健指導 2,019名、栄養指導1,849名	/	/	健康いきがい課	
			75	子どもの発達相談	発達に関する相談の総合窓口として、歩き始めが遅い、言葉が遅いなどの就学前の子どもの発達に関する相談を行う。相談件数1,582件、専門相談員11名（男性2名・女性9名）による相談370件	/	/	子育て支援課	
			76	子育て相談事業	区内25児童館において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施。また、7児童館において、専門相談員による子育て相談を実施。専門相談員による相談件数延3,650名	/	/	子育て支援課	
			77	教育相談事業	教育相談所において教育相談を実施、相談員7名（男性4名・女性3名）相談者数1,494名	A	十分に配慮した	教育指導課	
	多様な保育サービスの提供	30	保育サービスの充実	78	待機児解消のための各保育サービスの充実	認可保育所：公立保育園1園、私立保育園1園の新設他、前年度比142名の受け入れ児童数増。	A	十分に配慮した	保育課
		31	就労形態にあわせた保育サービス	79	延長、休日、夜間、一時保育等の推進	延長保育3園の実施園増	A	十分に配慮した	保育課
				80	病児・病後児保育	病後児保育実施221名	/	/	保育課
				81	障害児保育の推進	障害児認定状況、区直営園133名・指定管理園37名・区内私立園51名、その他区内認定外保育施設からの要請により巡回指導を実施	/	/	保育課
	32	就学後の支援	82	留守家庭児童対策事業（学童クラブの充実）	保護者が就労等のため留守になる家庭の児童に遊び場と生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図っている。（H25年4月1日現在：59クラブ、定員2,470名、登録児童数2,100名）	A	十分に配慮した	子育て支援課	
	介護をサポートするしくみづくり	33	地域で支えるしくみづくり	83	高齢者あんしんセンターの機能講座	地域の高齢者の生活を支える総合機関として、14か所の地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業等を実施	/	/	高齢福祉課
				84	高齢者地域自立支援ネットワーク推進事業	高齢者地域自立支援ネットワークの充実と強化を図る。声かけサービス登録者数444名	/	/	高齢福祉課
				85	高齢者生活援助サービス事業	社会福祉協議会の友愛ホームサービス利用に対し利用料や年会費の補助を行う。利用者数957人	A	十分に配慮した	高齢福祉課
34		介護のための離職防止・職場復帰のための支援	86	介護者の離職防止・職場復帰するための支援・情報提供	介護による離職防止の講座「働く人と家族の介護」を開催。介護する人の現状や介護が必要となるときの就業先への対応方法や、北区が実施している介護サービスの内容や利用時のポイントなど。参加者数13名。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課	

▽課題3 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向	取組 No.	取り組み	事業 No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課
女性の就労支援	35	継続就労への支援	87	赤羽しごとコーナーにおける育児・介護休業等に関する情報提供	ハローワークと共同し、就職相談および職業紹介を行う際、相談者の状況に応じ、積極的に育児・介護休業の情報の提供を行っている。			産業振興課
			88	勤労者・企業に対する育児・介護休業制度や関連する助成制度の情報提供	中小企業経営者や人事労務管理者を対象に、ワーク・ライフ・バランス推進講演会を実施し、情報提供に努めた。(参加者37名)	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	36	再就職のための支援	89	女性向け就職支援セミナーの開催	未実施	D	—	男女共同参画推進課(D) 産業振興課(D)
			90	再就職支援講座	女性のための再就職支援講座を2回連続講座で実施。参加者数延べ49名	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
女性の起業支援	37	起業のための知識、情報の提供	91	起業家支援事業	起業家支援セミナー 延べ受講者数202人(男女計)	A	十分に配慮した	産業振興課
	38	融資斡旋など起業支援	92	中小企業融資対策事業	起業家支援融資実行22件(男女計)	A	十分に配慮した	産業振興課
ポジティブアクションの推進	39	企業の取り組みを促進	93	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌による啓発(男女の不平等是正)	東京都労働相談情報センター主催、北区共催として、「パートで働く時に知っておきたいこと～労働保険・社会保険・税金ガイド」を開催。参加者数110名	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

▽課題1 あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成

施策の方向	取組 No.	取り組み	事業 No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課	
育ちの場における男女共同参画意識の形成の場	40	教職員等への研修の充実	94	学校・幼稚園・保育園の教職員等に対する人権研修	人権教育研修の実施。北区人権教育推進だよりの発行。人権推進委員会13名（男性7名・女性6名）（教育指導課） 人権研修の実施（参加者数 公立保育園・私立保育園園長計63名）（保育課・男女共同参画推進課）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課(A) 教育指導課(A) 保育課(A)	
			95	学校におけるいじめ問題対策の体制整備	楽しい学校生活を送るためのアンケート「QU調査」の全校実施 いじめ問題対応連絡協議会の設置	A	十分に配慮した	教育指導課	
	41	子どもへの意識啓発	96	固定的役割分担にとられない保育活動	日常生活での配慮を行っているほか、行事においても固定的役割にとられないよう配慮している。	A	十分に配慮した	保育課	
			97	保育施設における男女混合名簿の活用	ほぼ全保育施設において実施済			保育課	
			98	男女平等観を育む学習内容の充実	各小中学校の道徳の授業において、学習指導要領に沿った指導を学年ごとに行っている。			教育指導課	
			99	北区教育広報誌「くおん」の発行（いじめ防止・豊かな心のはぐくみ）	年4回発行、各45,000部、全戸回覧（町会・自治会依頼）、幼稚園・保育園・小中学校の児童・生徒を通じて各家庭に配付	A	十分に配慮した	教育政策課	
				100	男女共同参画意識をはぐくむパンフレット（自分らしさを大切に）の配付	北区立小学校の新6年生全員に「男女共同参画意識をはぐくむパンフレット（自分らしさを大切に）」を配付した。（配付数約2000冊）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	42	固定的性別役割分担にとられないキャリア教育	101	中学生・高校生のための職業教育キャリアハン事業	従来女性の進出が少ない職業分野で活躍している女性を中学校、高等学校に派遣、講演会などを行い、職域拡大に向けた支援をおこなっている。講師はパイロット、新幹線運転士、研究者などの職業。 区立中学校6校にて実施。受講生徒数計971名。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
	43	相談体制の充実	102	スクールカウンセラー活用事業	小・中学校全校に都費のスクールカウンセラーを配置するとともに、区費のスクールカウンセラーをサブファミリーを中心に12名配置し、各地区の小中学校を3～4校受けもつ。また、サブファミリー内の幼稚園及び中学校への巡回を行うことにより、幼・小・中の連携を図っている。幼・小・中学校相談件数 総計 43,216件	A	十分に配慮した	教育指導課	
			103	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカー3名（男性1名、女性2名）を教育相談所に配置し、児童・生徒の家庭環境問題等に対し、教育相談員・関係機関と連携して相談等の対応を行っている。相談件数 総計183件	A	十分に配慮した	学校支援課	
104			いじめ相談体制の充実	北区スクールカウンセラー2名増員	A	十分に配慮した	教育指導課		
家庭における男女共同参画意識の形成	44	幅広い区民への男女共同参画の啓発	105	男女共同参画センターにおける男性向け講座、親子・家族向け講座	みんなで育児応援プロジェクトとして、子育て支援課とともにイクメン講演会（1回）参加者43名、イクメン講座（連続講座）3日×3クール参加者延131名、まどめ会（1回）参加者88名を実施			男女共同参画推進課	
			106	男女共同参画条例の周知	センター内においてパネル展示などで広くPRした。各講座参加者等へテーマ等に応じて、随時条例パンフレットを配付した。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課	
	45	子どもの心を育む家庭教育の推進	107	家族ふれあいの日事業	19の各青少年地区委員会で実施。第3土、日曜日を「家族ふれあいの日」とし、この日を中心に各地域で家族参加型の行事を実施。参加者10,957名			子育て支援課	
			108	講座・情報誌による啓発（親子で考える携帯電話・インターネット利用など）	未実施			男女共同参画推進課	
			109	家庭教育学級	家庭教育学級：乳児（1講座）、乳幼児（2講座）、幼児（2講座）、小学生（2講座）、中学生、父親 全6コース 参加者615名 ※土曜コースは大雪のため開催中止	A	十分に配慮した	生涯学習・スポーツ振興課	
46	家族で訪れる場での情報提供	110	図書館における特設コーナーの設置	中央図書館において、男女共同参画に即した図書資料の展示コーナーを年に2回（1か月間）行っている。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課(A) 中央図書館(A)		
地域における男女共同参画意識の形成	47	町会自治会など地域団体への啓発	111	出前講座での地域団体勉強会への意識啓発	区内の団体を対象に、希望を受け、男女共同参画に関するテーマに基づいた講座を出前形式で実施。25年度は、3団体からの申請により開催。 ①シニアクラブ1件 テーマ「男女共同参画に通じるあたたかい夫婦の人情話」（参加者37名） ②区立中学校1校（参加192名）、都立高校1校（参加186名） テーマ「デートDVについて」	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課(B) 地域振興課(B)	

▽課題2 施策・方針決定過程への男女共同参画の推進

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課
政策・方針決定の場への参画促進	48	審議会等への女性の参画推進	112	各課に対する審議会への女性委員登用の呼びかけ	各課への調査をする際、アゼリアプランの課題や取り組み例を示し、現在の参画状況を数値やグラフ等により具体的に示し審議会への女性委員の登用を呼びかけた。北区の審議会委員の女性比率 26.5%	C	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			113	各課に対する審議会への公募制採用の呼びかけ	各課への調査をする際、審議会等には可能な限り一般公募による委員を登用すること、男女共同参画推進のため、積極的な女性委員の登用を図ることを通知している。公募委員のいる審議会比率19.1%			企画課
	49	町会自治会、PTA等地域団体のリーダーへの女性の参画	114	出前講座・情報誌での地域団体への意識啓発（リーダーへの女性の登用）	未実施	D	-	男女共同参画推進課
	50	女性の視点を取り入れた計画の策定	115	地域防災計画の改定における男女共同参画の推進	地域防災計画の改定をうけ、平成25年度は、震災復興マニュアルを策定した。震災復興マニュアルにおいて復興期の女性に対する配慮の必要性を取り入れ、相談体制の確立に向けての方向性を示している。	A	十分に配慮した	防災課
管理・監督者への登用と職域の拡大	51	活躍する女性の情報提供	116	情報誌・講座による意識啓発（活躍する女性の紹介等）	中学校や高校に、女性の進出の少ない職場で活躍している女性を講師として派遣したり、情報誌「ゆうレポート」において、各講座のレポートを掲載するなどの情報を提供した。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	52	女性の昇進試験受験促進	117	昇任試験勉強会	未実施	D	-	職員課
	53	固定的性別役割分担にとられない多様な職種への採用	118	男女差のない任用	区の保育士、技術職などについて、固定的性別役割分担にとられない採用をすすめる。25年度採用者103名（男性54名・女性49名）	A	十分に配慮した	職員課

▽課題3 日常生活における男女共同参画の推進

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課
身近な生活場面における男女共同参画	54	男女共同参画を身近に感じる広報	119	情報誌の発行	情報誌「ゆうレポート」を年3回発行（6月・10月・2月・各5,500部）、区内各施設、各駅スタンド等各関係機関へ配布	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	55	男女共同参画に関するデータの収集	120	（仮称）男女共同参画データブックの作成	男女共同参画に関する北区のデータを収集・更新した。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
男女がともに自立し生活するための支援	56	男女の生活自立の促進	121	男女の生活向上のための講座（料理・家事、消費生活、年金・保険等）	若い世代を対象に、金銭管理や時間の使い方、人間関係など一人暮らしの中の不安や悩みへの解決策を見つける「一人暮らし生活向上委員会」を実施。参加者10名。また、「シングルマザーのための生活支援講座」として、シングルマザーへの今後のマネープランや人間関係などの支援情報を提供した。参加者延べ27名。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			122	男女の生活向上のための講座（料理・家事、消費生活、年金・保険等）	第116期北区区民大学「映画からみる社会情勢」参加者62名（男性22名・女性40名） 第119期北区区民大学「和食のあれこれ」参加者33名（男性10名・女性23名）			生涯学習・スポーツ振興課
	57	男女の地域活動への参加促進	123	団塊世代対象講座	未実施	D	-	男女共同参画推進課
多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大	58	団体・グループ活動の支援と交流促進	124	登録団体交流会	男女共同参画センター登録団体の相互理解の促進の一つとして、北区男女共同参画週間において週間事業の一環で、各団体が活動内容等をポスター仕様で作成し、ギャラリー遊に掲示した。（参加26団体）	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	59	異なる国籍の区民の交流促進と情報提供	125	外国人対象の交流事業	総務課が発行している北区国際交流紙「Global Thinking」内に、男女共同参画センターの情報を掲載し、外国人の方に情報提供を行った。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課

計画を推進するためのしくみ

▽課題1 区の推進体制の充実

施策の方向	取組 No.	取り組み	事業 No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課
職員の意識啓発	60	職員の意識調査の実施	126	職員対象の意識調査	職員の意識意向調査の結果を公表した。	D	—	男女共同参画推進課
	61	職員研修の充実	127	職員研修	「ハラスメント防止研修」実施（職員課） ①係長研修Ⅰ（係長職昇任時）参加者23名（男性16名・女性7名） ②管理職・総括係長級職員 参加者175名（男性122名・女性53名） 「人権研修」実施（男女共同参画推進課） （参加者数 公立保育園・私立保育園園長計63名）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課 (A) 職員課 (A)
			128	公共印刷物における男女共同参画に関する視点の育成	男女共同参画の視点から考える「広報力パワーアップ講座」を職員課・男女共同参画推進課と共催実施 参加者10名（男性4名・女性6名）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課 (A) 職員課 (A)
計画の進捗管理	62	計画の評価システムの運用	129	（仮称）アゼリアプラン事業実績報告の作成	各事業の事業実績や、事業評価、担当職員による配慮度チェック等をふまえて、計画の進捗評価を確認し、事業実績報告書を作成	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	63	定期的な区民意識調査の実施	130	男女共同参画に関する意識・意向調査	男女共同参画社会をめざす行動計画の改定にあたっての基礎資料とするため、18歳以上の男女、町会自治会、区内事業所、区立中学2年生を調査対象として、6～7月に男女共同参画に関する意識・意向調査をアンケート形式で実施した。結果は、報告書として公表した。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
拠点施設の機能強化	64	幅広い区民参加の促進	131	男女共同参画センター各種講座	男女共同参画週間、北区さんかく大学（男女共同参画ことはじめ）、啓発セミナーほか、さまざまな講座を実施した。	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			132	有償ボランティア・保育ボランティアの活用	有償ボランティア活用として、講座運営補助・環境整備（実人数16名、延べ41回）、スペースゆう6階案内受付（実人数36名） 保育ボランティアの活用として、相談・講座開催時の一時保育（実人数18名、延べ75回）	/	/	男女共同参画推進課
	65	情報発信機能の強化	133	男女共同参画センター情報コーナーの充実	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧と貸し出しを行う。 所蔵数計5,484点、貸出人数延べ462名・貸出資料合計679点	B	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			134	情報誌・ホームページの内容充実	情報誌「ゆうレポート」を年3回発行、講座・審議会の議事録等は、北区ホームページに掲載している。情報誌「ゆうレポート」の発行、年3回各5,500部	/	/	男女共同参画推進課
	66	区民ニーズの発見	135	講座受講者へのアンケート実施	男女共同参画センターで実施する講座については、すべて受講者へのアンケートを実施した。アンケート結果については、内容を精査・確認し、今後の講座等の企画に活用している。	/	/	男女共同参画推進課
			136	講座修了生の自主グループ活動支援	センターの事業をきっかけとして出会った方々が、学習を継続し自主的に活動している。	C	十分に配慮した	男女共同参画推進課

▽課題2 区民、関係機関等との連携

施策の方向	取組 No.	取り組み	事業 No.	事業名	実績内容	評価	男女共同参画配慮度	所管課
区民、関係機関等との連携	67	区民との協働事業の推進	137	地域スタッフ・登録団体等との協働事業	男女共同参画週間事業等に多くの区民の参画・協力を得ることを目的に地域スタッフ会議を運営し、地域スタッフとの協働を図っている。 地域スタッフ7名（女性7名） 北区男女共同参画週間事業の一環で、登録団体が日頃の活動内容をポスター仕様で作成し、ギャラリー遊に掲示した。（参加26団体）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
			138	パートナーシップ事業	男女共同参画社会を推進するために、センター登録団体などが企画及び運営する事業に対して、会場提供及び広報協力などを行う、区民との協働事業を実施している。平成25年度は3事業延べ5回実施した。（参加者延べ94名）	/	/	男女共同参画推進課
	68	情報発信など協力店舗の確保	139	情報提供のための協力店舗の確保	北区薬剤師会と協力し、薬局店舗に男女共同参画センター情報誌「ゆうレポート」を配布	C	十分に配慮した	男女共同参画推進課 (A) 産業振興課 (D)
	69	地域の企業との意見交換会や共同事業の推進	140	企業との意見交換会、企業向け講座・セミナーの開催	中小企業経営者や人事労務管理者を対象に、ワーク・ライフ・バランス推進講演会を実施した。（参加者37名）	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課
	70	大学・関係機関・地域団体、NPOなどとの課題解決	141	大学・関係団体・地域団体・NPOとの連携	東京家政大学との連携協定の一環で、「北区さんかく大学」実施コーディネーター業務や男女共同参画センター業務への総合的なアドバイスを受けている。また、北区男女共同参画推進ネットワークとの共催で、「ねっとわーくまつり」を開催した。	A	十分に配慮した	男女共同参画推進課

4. 男女共同参画配慮度チェック

アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況をはかるのに適した事業について、チェックリストを使用して、それぞれに計画・立案、実施、結果の各段階で男女共同参画の配慮について、9項目の内容で調査しました。
各所管課が男女共同参画配慮調査票に基づきチェックを行った結果は次のとおりです。

(1) 項目別該当数

87事業、95配慮度チェックシート中、14の配慮度非該当(未実施事業等)を除いた、81の配慮度チェックシートについての集計です。

項目	項目内容	できた	できなかった	非該当
1	事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方(区民又は職員)の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。	75	0	6
2	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。	73	0	8
3	女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。	66	0	15
4	パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。	71	0	10
5	区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。	72	0	9
6	性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。	37	0	44
7	事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。	66	0	15
8	事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。	35	0	46
9	事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。	79	0	2

(2) 総合的な男女共同参画配慮度状況

配慮した項目の割合 配慮した数÷(9-非該当)	男女共同参画配慮度への評価	チェックシート数
2/3超	十分に配慮した	81
1/3超2/3以下	ある程度の配慮をした	0
1/3以下	配慮が不十分だった	0
非該当(※)	—	14
計		95

※非該当……未実施事業、配慮度チェックに適さないと思われるもの

●男女共同参画に配慮した具体的内容

1 事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。

【目標1】

(No.15/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・男女両方の職員がメンバーである課内PTにより、事業の企画立案を行っている。

(No.45/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・性別や年齢を問わずエイズ検査を受検しやすい体制にした。また、高校生の自主学習グループの勉強会では、女性男性の双方の視点を取り入れている。

【目標2】

(No.91/起業家支援事業/産業振興課)

- ・起業家支援セミナーの終了時には、希望するセミナーの内容や形式等についてのアンケートを実施し、次回のセミナーに反映させるよう努めた。

【目標3】

(No.96/固定的役割分担にとらわれない保育活動/保育課)

- ・保育園職員は、さまざまな専門研修が充実しており、絶えず人権の尊重について指導されている。各保育園においても、子ども一人ひとりの対応について、日々話し合いを行っている。

(No.99/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・「くおん」の製作については、「くおん編集委員会」を設置している。編集委員会では、男女双方の意見を聞くことができるよう、編集委員のバランスに考慮した委員選出を行った。

(No.115/地域防災計画の改定に向けた男女共同参画の推進/防災課)

- ・項目ごとに、女性の視点、男性の視点の取り入れについて、計画策定を行った。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.131/男女共同参画センター各種講座/男女共同参画推進課)

- ・アンケート結果も参考にしながら、講座内容の企画を行った。

(No.133/男女共同参画センター情報コーナーの充実/男女共同参画推進課)

- ・女性・男性職員がともに、男女共同参画の視点で、図書を選定を行っている。

2 男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。

【目標1】

(No.45/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・エイズ検査時の相談において、性の多様性を認識して対応する必要がある、固定的な意識にとらわれないよう実施した。高校生の自主学習グループの勉強会においても、認識すべき性差をふまえつつ、取り組んだ。

【目標2】

(No.64/イクじい・イクばあ講座/子育て支援課)

- ・本講座は多世代が育児に関われる環境作りを推進し、子育ての輪を広げていくため、祖父母世代向けに講座を実施している。固定的観念にとらわれず、男女が協力し合って、子育てを行うことを視点としたプログラムを取り入れている。

(No.72/母子自立支援プログラム/生活福祉課)

- ・申込者の希望や適性に基づいた就労支援を行っている。性別役割分担にこだわらず、求職の職種を広げるよう助言している。

【目標3】

(No.99/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・広報誌内において、男女児童のキャラクターを使用する際は、男女が仲良く取り組んでいる様子や風景を掲載した。また、掲載記事選定に際し、その募集内容が性別を限定していないかを注意した。

(No.102/スクールカウンセラー活用事業/教育指導課)

- ・児童生徒のカウンセリングを行う時は、性別にとらわれる発言（「～らしく」「～だから」など）をしないように配慮している。

(No.109/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・主に父親を対象とした親子参加のもの作り講座を開催し、父親の子育て参加や親子のふれあい、よりよい親子関係の形成への機会とした。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.127/職員研修/職員課)

- ・男女双方の観点からのセクシャルハラスメント防止のための研修とした。

3 女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。

【目標1】

(No.6/こころと生き方・DV相談(女性相談・男性相談)/男女共同参画推進課)

- ・主に女性からの相談を対象としているが、男性にも土曜日及び夜間に電話による相談枠を設定して、相談しやすい環境を整えている。

(No.15/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・事業者向けの説明会を開催した際に、夜間よりも日中の方が出席者が多かったため同様の時間帯を設定した。

(No.16/高齢者虐待防止センター心の相談室/高齢福祉課)

- ・相談は完全予約制だが、予約の少ない日は当日予約も可能で、2回目以降は、週1回、隔週、不定期、と相談者が都合に応じて自由に決められるよう配慮している。

(No.31/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・特定保健指導は、利用者ニーズにより、女性のためのグループを設ける場合がある。また、希望の多い時間帯の枠を増やす場合もある。

【目標2】

(No.64/イクじい・イクばあ講座/子育て支援課)

- ・講座開催を平日の夜間にするすることで、就業率の高い若い祖父母世代が参加しやすいように配慮した。

(No.91/起業家支援事業/産業振興課)

- ・起業家支援セミナーの開始にあたり、開催日、開催時間に配慮した。

【目標3】

(No.103/スクールソーシャルワーカー活用事業/学校支援課)

- ・パネルディスカッションの開催にあたり、すべての人々に参加しやすいよう土曜日に実施した。

(No.109/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・子どもの年齢に即して、テーマや条件設定(曜日・時間帯等)について配慮した。

(No.115/地域防災計画の改定に向けた男女共同参画の推進/防災課)

- ・訓練における男女による役割分担は排除し、男女双方が同じ役割を果たすように計画段階から進めた。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.133/男女共同参画センター情報コーナーの充実/男女共同参画推進課)

- ・情報コーナーには、女性・男性双方が利用しやすいよう、男女共同参画の視点に基づいたさまざまなテーマの図書や雑誌を揃えている。

4 パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。

【目標1】

(No.5/相談体制の充実と支援(母子・婦人相談の実施)/生活福祉課)

- ・法や制度により対象者が限定されている場合は、その旨明記し、父子家庭の父も利用できる事業・制度等については「ひとり親家庭」と表記している。

(No.15/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・リーフレットのイラストには男性も女性も登場しており、わかりやすいよう振り仮名入りで作成した。

(No.16/高齢者虐待防止センター心の相談室/高齢福祉課)

- ・高齢者の家族介護について、女性の役割的なイラストは一切使用していない。

【目標2】

(No.61/子ども家庭在宅サービス事業(ショートステイ・トワイライト)/児童虐待対策担当課)

- ・リーフレットには性別意識にとらわれないものとし、男女の区別なく利用できるものにした。

(No.64/イクじい・イクばあ講座/子育て支援課)

- ・チラシや配付資料に使用するイラストに性別の偏りが出ないように配慮した。

【目標3】

(No.96/固定的役割分担にとらわれない保育活動/保育課)

- ・保育園で作成するチラシは、性別にとらわれるような表現はないよう十分配慮している。

(No.99/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・児童生徒のイラストを掲載する場合は、男女両方描き、身長差等の体格的な違いが出ないように注意した。

(No.115/地域防災計画の改定に向けた男女共同参画の推進/防災課)

- ・防災ハンドブック作成において、共助の精神にのっとり男女の差別的表現や挿絵の内容に注意した。

5 区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。

【目標1】

(No.45/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の充実/保健予防課)

- ・エイズ検査受診時の相談では、性の多様性をふまえた上で、どんな方にも同様な対応ができるようにしている。

【目標2】

(No.64/イクじい・イクばあ講座/子育て支援課)

- ・講座名を「イクじい・イクばあ講座」とすることで、子育ての応援を担うことができるのは女性だけではないことを明確にした。

【目標3】

(No.102/スクールカウンセラー活用事業/教育指導課)

- ・カウンセリングの日程調整の際、相談者が父親、母親ともに対象としていることに配慮して対応している。

(No.109/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・講座の受講者募集から開催まで、性別を問わず呼びかけ、受け入れをした。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.133/男女共同参画センター情報コーナーの充実/男女共同参画推進課)

- ・利用する区民に対しては男女がそれぞれに利用しやすいように、男女共同参画の視点から必要と思われるさまざまな図書や資料を収集・提供し、また利用者への窓口対応をおこなっている。

6 性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。

【目標1】

(No.5/相談体制の充実と支援(母子・婦人相談の実施)/生活福祉課)

(No.9/母子緊急一時保護事業/生活福祉課)

- ・女性相談・母子相談は性に起因する問題や相談者の心情に配慮する必要があるため、専門の婦人相談員・母子自立支援員(女性)が対応している。

(No.6/こころと生き方・DV相談(女性相談・男性相談)/男女共同参画推進課)

- ・DV被害者の女性の心情や状況に配慮して、すべて女性相談員が対応している。

(No.14/児童虐待防止対策の推進/児童虐待対策担当課)

- ・性に起因する問題や健康相談において、状況により専門相談員や女性の職員が対応するように配慮した。

(No.15/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・性的虐待案件に関しては、被虐待者と同性の職員を担当につけて対応した。

(No.16/高齢者虐待防止センター心の相談室/高齢福祉課)

- ・相談員に男女の臨床心理士を配置し、相談者が選べるよう体制を整えた。

(No.45/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・受検者から申し出があった場合は、同性・異性での対応ができるような体制を考えている。

【目標2】

(No.61/子ども家庭在宅サービス事業(ショートステイ・トワイライト)/児童虐待対策担当課)

- ・健康面等に配慮する必要がある申請者の場合は、女性職員が対応している。

(No.72/母子自立支援プログラム/生活福祉課)

- ・母子家庭の母からの相談は、当初母子自立支援員(女性)が対応し、プログラム策定の申込があった場合は、母子自立支援プログラム策定員(男性)に引き継ぎ、就業支援を行っている。

【目標3】

(No.94/学校・幼稚園・保育園の教職員等に対する人権研修/教育指導課)

- ・研修会の講師に、男性と女性を依頼している。

(No.102/スクールカウンセラー活用事業/教育指導課)

- ・カウンセリングの内容により、相談者と性別の異なるカウンセラーの場合、女性の養護教諭等、学校内の協力体制がとれるよう学校の体制を整えている。

(No.103/スクールソーシャルワーカー活用事業/学校支援課)

- ・スクールソーシャルワーカーは男性と女性がいるので、相談内容によって柔軟に対応した。

(No.115/地域防災計画の改定に向けた男女共同参画の推進/防災課)

- ・救急法を取り入れた訓練では、スキップを取る場面もあるので、異性の接触が問題にならないよう配慮した。

7 事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。

【目標1】

(No.6/こころと生き方・DV相談(女性相談・男性相談)/男女共同参画推進課)

- ・主に女性からの相談が中心となっているが、男性からの相談も電話対応で相談を受けている。

(No.16/高齢者虐待防止センター心の相談室/高齢福祉課)

- ・相談者は圧倒的に女性が多いが、高齢者の介護に関係する区民全般を対象にしているため男性の相談者も受けている。

(No.45/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・エイズ検査・相談は、男性、女性の区別なく受け入れている。

【目標2】

(No.91/起業家支援事業/産業振興課)

- ・男女ともに参加できる起業家支援セミナーを実施した。

【目標3】

(No.94/学校・幼稚園・保育園の教職員等に対する人権研修/教育指導課)

- ・研修参加者の性別に偏りが出ないように、具体的な人権課題を取り入れた研修として実施している。

(No.121/男女の生活向上のための講座(料理・家事、消費生活、年金・保険等)/男女共同参画推進課)

- ・講座テーマにより女性限定講座とする場合もあるが、基本的には男女双方が参加しやすい講座内容とすることへの配慮を行った。

8 事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。

【目標1】

(No.31/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、年齢、性別等の区分集計をし、評価を行っている。

(No.45/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・エイズ検査の男女別件数を把握している。

【目標2】

(No.64/イクじい・イクばあ講座/子育て支援課)

- ・参加者アンケートは、男女別のクロス集計も行っている。

(No.65/ファミリーサポート事業/児童虐待対策担当課)

- ・講座受講受付簿や会員登録データがある。

9 事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。

【目標1】

(No.14/児童虐待防止対策の推進/児童虐待対策担当課)

- ・東京都北区要保護児童対策地域協議会構成員は、要綱で定められているが、男女ともに偏りなく意見を取り入れることができた。

(No.31/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・利用者からの要望に、その内容について検討し、可能な限り配慮しているが、今後も委託機関との協議を重ね、性別に配慮した上で事業を実施していく。

(No.45/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・性差を意識するべき点（感染症の症状、妊娠）と多様な性（さまざまな性的嗜好、性同一性障害など）を受け入れる配慮を常に持っている。

【目標2】

(No.91/起業家支援事業/産業振興課)

- ・起業家支援セミナーにて、男女分け隔てなく発言の機会が持てるよう実施されている。

【目標3】

(No.109/家庭教育学級/生涯学習・スポーツ振興課)

- ・ワークショップ形式の講座中、男性・女性問わず同一の体験学習を行い、受講者同士が経験を共有できるよう配慮した。

(No.115/地域防災計画の改定に向けた男女共同参画の推進/防災課)

- ・訓練やワークショップなどでは、女性のリーダーも多く選出されるように意識して事業を展開した。

第 3 章

平成25年度

北区男女共同参画推進に関する苦情の申出状況

平成25年度男女共同参画推進に関する苦情の申出状況

区では、北区男女共同参画条例（平成18年6月制定）に基づき、平成19年1月より、男女共同参画推進に関する苦情の申出を受け付けています。

平成25年度の苦情等の申出は、0件でした。

参 考 資 料

- 北区男女共同参画審議会による
平成25年度アゼリアプラン進捗評価
- 目標別総合評価推移
- 平成26年度における重点取組
- 東京都北区男女共同参画条例

北区男女共同参画審議会による 平成 25 年度 アゼリアプラン進捗評価

目標 1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個人と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

●総合評価

目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

「あらゆる暴力・暴言の根絶」において、相談体制はおおむね整えられているが、啓発に関してはより具体的で効果的な取り組みが求められる。

「生涯を通じた心と体の健康支援」においては、おおむね充実した取り組みが続けられている。

目標 2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会をめざします。

●総合評価

目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

「仕事と家庭生活の両立」については、情報提供のあり方を検討する余地がある。

「子育てや介護を安心して行うための環境整備」に関しては、バランスよく充実した取り組みが行われている。

「働く場における男女共同参画の推進」は、支援の内容について工夫の余地がある。

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

●総合評価

目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている。

「あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成」に対する進捗は評価できるが、「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」並びに「日常生活における男女共同参画の推進」は、より積極的並びに継続的な取り組みを検討する必要がある。

計画を推進するためのしくみ

●総合評価

目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

「区の推進体制の充実」については、おおむね取り組んでいるが、幅広く多くの区民参加が得られる拠点施設としての機能強化の取り組みが必要である。

「区民、関係機関等との連携」については、大学との連携について有効的に取り組むなど、推進が認められる。

目標別総合評価推移

目 標		22年度		23年度		24年度		25年度
1	人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→	目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→	目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→	目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる
2	仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会	目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	↗	目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→	目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→	目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる
3	男女があらゆる分野で学び参画する地域社会	目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	→	目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	→	目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	→	目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている
	計画を推進するためのしくみ	目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	→	目標に向け進捗しているが、一部にとどまっている	↗	目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	→	目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる

→ 同評価

↗ 評価アップ

平成26年度における重点取組

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課 題		取 組 み	内 容
1	あらゆる暴力・暴言の根絶	被害者・加害者を生まない意識づくり	パンフレットや情報誌、講座等を活用した啓発、若い世代に対するDV防止の意識啓発
2	生涯を通じた心と体の健康支援	性差を考慮した情報提供	女性特有の疾患に関する情報提供、健康支援事業

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

課 題		取 組 み	内 容
1	仕事と家庭生活の両立	ワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報を、パンフレットや講座等を活用して提供
2	子育てや介護を安心して行なうための環境整備	介護のための離職防止・職場復帰のための支援	介護者の離職の防止及び職場復帰するための情報提供や支援
3	働く場における男女共同参画の推進	再就職のための支援	職業経験・年代別による講座開催

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課 題		取 組 み	内 容
1	あらゆる学びの場を通じた男女共同参画意識の形成	教職員等への研修の充実	各学校、幼稚園、保育園の教職員等が男女共同参画について正しい理解と認識を深めるための研修の実施
2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	活躍する女性の情報提供	さまざまな分野で活躍する女性について情報誌などで紹介
3	日常生活における男女共同参画の推進	男女の生活自立の促進	男女の生活自立のための必要な知識等修得のための講座開催

計画を推進するためのしくみ

課 題		取 組 み	内 容
1	区の推進体制の充実	職員研修の充実	男女共同参画に関する視点の育成・研修の実施
2	区民・関係機関等との連携	大学・関係機関・地域団体、NPOなどとの課題解決	各分野における関係機関や大学、地域団体等と連携し、男女共同参画に関する地域課題を解決

東京都北区男女共同参画条例

(平成 18 年 6 月 30 日 条例第 43 号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組みだけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組みを積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組を進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任

を担うべき社会をいう。

- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

(性別による権利侵害の禁止)

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

（あらゆる情報の公表への配慮）

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

（区の責務）

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

（区民の責務）

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

- 2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

（基本的施策）

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的と

した、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策

- 二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策
- 三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策
- 五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策
- 六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策
- 七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

（行動計画）

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（年次報告）

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

（拠点施設）

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(設置)

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。
- 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。
- 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。
- 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するもののうちから区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第四章 苦情への対応

(苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることができる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。
 - 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
 - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
 - 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項

四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

(男女共同参画苦情解決委員会の設置)

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

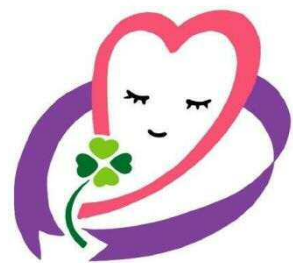
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。

北区男女共同参画行動計画 第4次アゼリアプラン
事業実績報告書【平成25年度】

★発行 平成26年11月
北区子ども家庭部男女共同参画推進課
北区王子 1-11-1 北とぴあ5・6階
03-3913-0161 (ダイヤルイン)

刊行物登録番号
26-1-090



東京都北区
パープルリボンシンボルマーク